

令和4年1月25日

舟橋村立小中学校
保護者各位

舟橋村教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る連絡及び出席停止等の取り扱いについて

日頃から、標記感染症の対応につきご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、富山県内で再び感染拡大が発生し、本日からステージ2に引き上げられることとなりました。

つきましては、下記内容をご確認いただき、児童生徒またはご家族の方がPCR検査等を受けられる際は、速やかに連絡をいただきますようご協力をお願いいたします。
なお、出席停止等の取り扱いについても別紙でご確認ください。

記

1 保護者から学校へ連絡していただきたい場合

- (1) 児童生徒がPCR検査等を受ける場合
- (2) 児童生徒の同居家族等がPCR検査等を受ける場合

※「PCR検査等」とは、PCR検査、抗原検査のことです。

※現在、厚生センター等が検査対象とした場合は、以下のとおりです。

- ①濃厚接触者；一緒に食事をした者、同じ部活動の生徒
- ②その他の者；同級生、同じ授業を受けた児童生徒と授業をした教員

※富山県PCR等検査無料化事業について

現在、感染拡大傾向時の一般検査事業により、感染した不安を抱えたりや感染不安を解消しておきたい事情のある方は、近隣の指定薬局で検査ができますので、特設サイト (<http://www.toyama-muryokensa.jp>) をご覧ください。

2 連絡していただきたい内容

- (1) だれが（検査等を受けられる方の名前、児童生徒との関係）
- (2) い つ（検査等を受けられる日）
- (3) 結 果（判明後、速やかにご連絡ください。）

3 連絡方法

- (1) 学校の稼業日は、学校へ直接ご連絡ください。
- (2) 電話対応時刻以外、又は学校閉庁日の場合
 - ① 村役場へご連絡ください。（TEL 4 6 4 - 1 1 2 1）
 - ② 教育委員会担当者へ伝えてほしい旨、氏名と連絡先を伝えてください。
 - ③ 追って、教育委員会事務局或いは学校職員からご連絡し詳細を伺います。

＜出席停止等の取り扱いについて＞

別紙

※中部厚生センター等から指示があった場合はそれに従い、また学校へもご連絡ください。また、判断に迷われた際は学校へご相談ください。

児童生徒（本人）の状況		児童生徒（本人）の出席停止等の取り扱い （「出席停止」は欠席日数に含みません。）
1 本人及びその同居家族が濃厚接触者と接触した場合 発熱等の心配な症状がある場合		保護者の判断で休む場合は「出席停止」
2 本人の同居家族がPCR検査等を受けることになった場合	(1)濃厚接触者に特定された。	本人を自宅待機とし「出席停止」 （特定された日から、 <u>指示された日まで</u> ）
	(2)濃厚接触者ではない。	＜状況を考慮して判断＞ ・原則、本人を自宅待機とし「出席停止」 （指示された日から、 <u>結果が判明した日まで</u> ） ・感染の可能性が低い場合に、学校と協議し、保護者の判断で休む場合は「出席停止」
3 本人がPCR検査を受けることになった場合	(1)濃厚接触者に特定された。	本人を自宅待機とし「出席停止」 （特定された日から、 <u>指示された日まで</u> ）
	(2)濃厚接触者ではないが指示された。	本人を自宅待機とし「出席停止」 （指示された日から、 <u>結果が判明した日まで</u> ）
4 本人の感染が確認された場合		本人の療養に対して「出席停止」 （感染が判明した日から、 <u>登校を許可（指示）された日まで</u> ） ＜学校の対応＞ (1)他に検査対象者がいない場合は、通常どおり学校を開きます。 (2)濃厚接触者等がいた場合は、PCR検査対象者のみ「出席停止」通常どおり学校を開きます。 (3)校内で感染拡大の可能性が高い場合は、その範囲に応じて、学級、学年、学校全体で臨時休業とします。
5 本人や同居家族に発熱等の症状がある場合		・原則、本人を自宅療養とし「出席停止」 （かかりつけ医等に電話相談し、指示に従ってください。）
6 その他、保護者の判断で、本人を欠席させる場合		合理的な理由があると校長が判断した場合は、「出席停止」 （期間は、学校と協議します。） ＜例＞ ・医療的ケアが必要、或いは基礎疾患のある児童生徒について、主治医の見解を受けて休ませたい場合 ・生活圏や保護者が勤務される地域において、感染経路が不明な患者が急増していて不安がある場合

＜問い合わせ先＞

舟橋村教育委員会 学校教育係

TEL 4 6 4 - 1 1 2 1 fax 4 6 4 - 1 0 6 6